

手続き開始の公示等の概要(参考)

本資料は、本工事の手続き開始の公示に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公示文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	さいたま地方務局秩父支局庁舎（20）建築改修その他工事	
工事種別	建築工事	
工事場所(都県)	埼玉県	
工事場所(市区町村)	秩父市桜木町 12-28	
工事概要	敷地面積 2,000m ² 1. 建物 1) 庁舎 構造規模：鉄筋コンクリート造 地上2階 建築面積：約 360m ² 延べ面積：約 730m ² 用途：庁舎 工事内容：耐震改修、外壁改修、建具改修、屋上防水改修、内装改修、塗装改修、環境配慮改修、電気設備改修、機械設備改修	
担当事務所	東京第一営繕事務所	
公示日／期限日／開札日	R2. 9. 8 / R2. 9. 17 / R2. 10. 13	
工期	工事の始期から 225 日間 (但し、令和 2 年 11 月 18 日（工事着手期限）までに工事を開始すること。)	
入札契約方式／落札方式	公募型指名競争入札／総合評価落札方式（実績評価型）	
指名されるために必要な要件の概要	等級(ランク)	建築工事C等級又はB等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	平成 17 年 4 月 1 日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記（ア）又は（イ）いずれかの要件を満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。）） （ア）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物の耐震改修工事 （イ）鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で建築一式の新築又は増築工事 ただし、申請できる同種工事の施工実績は 1 件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記（ア）の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が 500 万円未満の工事）は、実績として認めない。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。 また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

「さいたま地方法務局秩父支局庁舎（20）建築改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、さいたま地方法務局秩父支局庁舎（秩父市桜木町12-28）において、大規模地震時に当庁舎を利用する方々の安全を確保するため、必要な耐震性能を満たすための改修を行うとともに、屋上防水改修や外壁改修等を併せて行うものです。

(1) 主な工事内容

耐震改修工事

- ・既存RC壁の開口の一部を塞ぎ、RC増打ち壁を新設する（1階：2箇所）
- ・既存RC柱への炭素繊維補強の新設（1階：3箇所）を行う

防水改修工事

- ・屋上のアスファルト防水改修を行う
- ・外部建具廻りのシーリング改修を行う

外壁改修工事

- ・クラック等補修の上、外壁仕上塗材の新設を行う

建具改修工事

- ・既存アルミ建具をかぶせ工法及び撤去工法により改修を行う

内装改修工事

- ・耐震改修工事に伴う内装改修等を行う

塗装改修工事

- ・既存の外部鋼製建具の塗装の塗替えを行う

環境配慮改修工事

- ・既存外壁仕上塗材（下地調整材共）を、集塵機付きディスクグラインダー工法により石綿除去を行う

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・現場説明書説明事項その2 施工時期、施工時間を参照
- ・石綿除去手順は、A-05 図 環境配慮工事を参照してください。
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、K-01 図、K-02 図、K-03 図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した

上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次の URL よりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（本工事では、令和2年11月18日とする。）までの間で、工事の始期を任意に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。

(5) 入札時積算数量活用方式の適用

本工事は、入札時において 発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関して確認及び協議を行うことができる「入札時積算数量活用方式」を適用します。

(6) 工期に応じた共通費の算定

予定価格の算出にあたり、さいたま地方法務局秩父支局庁舎の共通仮設費及び現場管理費については、工事費に対して工期が著しく長期となるため、必要となる費用を積み上げにより加算しています。

(7) 週休2日促進工事の試行

週休2日工事（現場閉所）の実施に伴う労務費の補正等の試行を実施します。なお、本工事は、受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式を適用します。